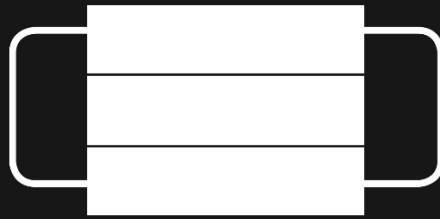


STOP!  
感染拡大

## やさしさと思いやりを 着用 ～ マスク着用エチケット条例 ～

村ではマスク着用エチケット条例を施行しました。感染拡大を防ぎ、村民の健康を守るため、マスク着用の協力をお願いする条例で、着用を強制するものでなく、罰則の規定もありません。また、着用が難しい方などに対し配慮をすることも定めています。みなさまのご協力で感染拡大をくい止め、大切な人を守りましょう。



マスク着用にご協力を。

やさしさを着用  
マスク着用エチケット条例

### “誰も責めることのない村”宣言

マスクの着用が困難な人や場面があることを理解し、その方々が不当な差別を受けないように配慮します。また、万一、村内で感染が発生しても、“誰も責めることのない村”を宣言し、人にやさしい宮田村を実現します。



宮田村新型コロナウイルス感染症対策本部



# 「宮田村マスク着用エチケット条例」説明文

※エチケットとは：咳エチケット、対面している人への心配り

新型コロナウイルスによる社会経済への影響は未曾有のものであり、経済に大きな打撃を与え、大切な人の命を奪い、終息までの長期化や将来への不安など日常生活を脅かしています。

新型コロナウイルス感染症は、今や、場所や人を選ばず誰でも感染の可能性があります、誰もが被害者になり得ると言えます。

万が一、村内に感染者が発生しても“誰も責めることのない村”を宣言します。人に感染させない行動をとることが、相手を思いやり、人にやさしい村づくりにつながります。

マスクは感染防止対策の一つとして私たちにとって身近な対策です。

この条例は村民のみなさまにマスクの着用の協力をお願いするもので、強制するものではなく、罰則規定はありません。

## 目的

この条例は、感染症等のまん延が予測される時、またはまん延しているとき、自身のみならず周囲の人の健康を守り、感染症の予防及び拡大防止を図るため、その対策の一つとしてマスクの着用の協力をお願いし、人にやさしい村づくり、相手に対する心配りを大切にするために制定します。

## 効果

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫が飛び散ることを防ぐことができます。

周りの人にうつさないために、適切な場面で正しく着用して咳エチケットを実践し、周囲に対して心配りすることで、安心とやさしさが広がることを期待できます。

## マスクの必要性

新型コロナウイルス感染症は、無症状の時から他の人に移していることが明らかになってきました。会話や呼気でも飛沫が発生していることから、マスクを着用して飛沫を拡散させないことが重要なポイントです。

## 村の役割

村は、この条例の目的を達成するため、マスクの着用に係る意識の啓発のため広報に努めます。必要なマスクの備蓄を進め各自が個別に用意できないなど、調達<sup>ひっばく</sup>が難しく逼迫した事態の場合は提供を行う等の施策を行います。

## 感染対策のための みなさまへの お願い

感染防止対策の3つの基本は①マスクの着用、②身体的距離の確保、③手洗いです。

村民のみなさまには、この条例の目的をご理解いただき、屋内など「密集」、「密接」、「密閉」が避けられず人と適切な距離（できるだけ2メートル。最低1メートル。）が確保できないときや、会話をするとき等、鼻から下あごまできちんと覆うように正しくマスクを着けていただくようお願いいたします。ひとりで行う散歩等人との距離が保てる時はマスクは不要です。

マスクを処分するときは、きちんと包んでゴミ箱へ捨てましょう。

## 着用が 難しい方への 配慮

熱中症の恐れがあるとき、小さいお子さんや心肺機能の低下した方、妊娠している方、介護や手助けが必要な場合等マスクの着用が危険を及ぼしたり困難であるため、マスクを着けたくても着けられない方もいらっしゃいますし、お出かけ先で緊急にどうしても着けられない場合もあります。

マスクの着用が難しい方や困難なケースもあることを理解しその方々が排除、偏見等不当な差別を受けないように配慮が必要です。

## 最後に

この条例は、自らの飛沫の拡散を防ぎ、感染症の拡大を抑制するために、村民のみなさまに感染対策の一つとしてマスクの着用の協力をお願いするもので、罰則規定はありません。

## 宮田村マスク着用エチケット条例

### (目的)

第1条 この条例は、感染症等のまん延が予測されるとき、又はまん延しているとき、自身のみならず周囲の人の健康を守り、感染症の予防及び拡大防止を図るためマスクの着用の協力を求め、人にやさしい宮田村の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マスク 健康・予防、衛生環境の維持等を目的に天然繊維・化学繊維等の織編物又は不織布を主な本体材料として口や鼻を覆う形状のものをいう。
- (2) 感染症等 主に飛沫又は接触により、ウイルスや細菌などの病原体が体内に侵入して引き起こす疾患をいう。

### (村の役割)

第3条 村は、マスクの着用に係る意識の啓発に努め、この条例の目的を達成するため必要な施策を推進するものとする。

### (村民の役割)

第4条 村民は、この条例の目的を達成するため、人と適切な距離が確保できないとき、屋内にいるときや会話をするとき等においてマスクの着用に努めるものとする。

### (配慮すべき事項)

第5条 村及び村民は、マスクの着用が困難な者がいることを理解し、その者が不当な差別的取扱いを受けることのないよう配慮するものとする。

### 附 則

この条例は、令和2年8月19日から施行する。



### 熱中症対策×コロナ対策で「新しい生活様式」を健康に！

**注意！ マスク着用により熱中症のリスクが高まります**

- 屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外しましょう！
- マスク着用時は…
  - ・激しい運動や作業を避けましょう！
  - ・のどが渴いていなくても、こまめに水分補給をしましょう！



### マスクの捨て方にも注意を！ ポイ捨ては絶対ダメ！

- ① ごみには直接触れない
- ② ごみ袋はしっかりとしばる
- ③ ごみを捨てた後は手を洗う

